

# 国有林材の安定供給システムによる販売

## 趣 旨

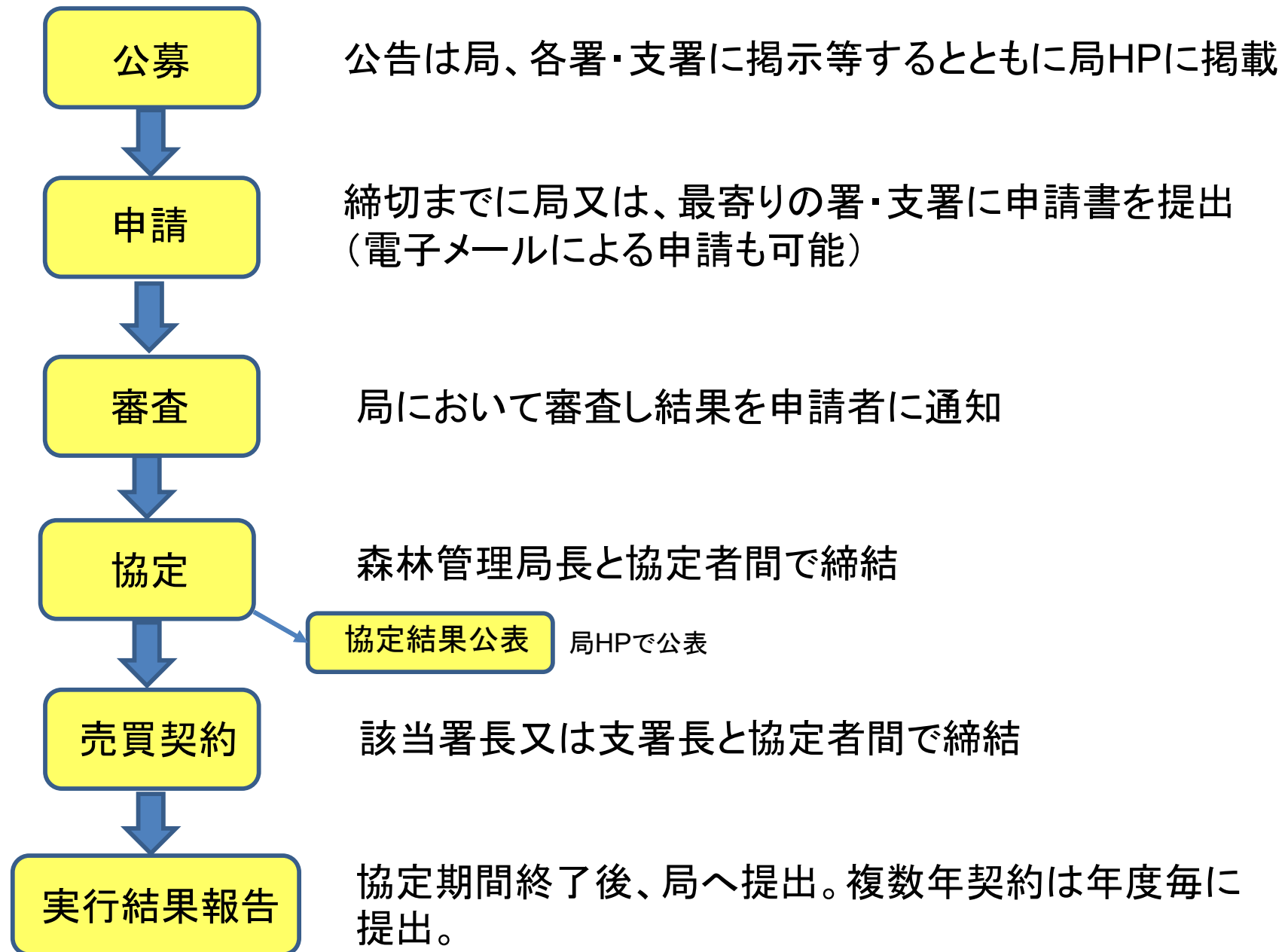
立木販売・製品販売共通

システム販売は、需要者と協定を締結し林産物を安定的に供給する販売方法です。

このことを通じて、地域の林業・木材産業の活性化や新たな需要の拡大、原木の加工・流通の合理化等に貢献できるよう、推進していきます。

また、林業の成長産業化に繋がるよう、需要者ニーズを踏まえ、国産材の安定供給体制の構築に向けてさらに政策効果が高まるよう見直しを加えていきます。

# システム販売の流れ



# 令和5年度システム販売(製品販売)について

## ＜公募の概要＞

- システム販売量は、製品販売量の半数程度を予定
- 公募は2回(3月・6月)を予定
- 1物件当たりの公募数量は、1,000m<sup>3</sup>～10,000m<sup>3</sup>程度(一部物件を除く)
- 新規複数年物件は5物件を予定
- 大径材物件は 8物件を予定
- 令和4年度に引き続き、広域にわたる1万m<sup>3</sup>程度の大ロット物件を2物件公募予定(①札幌・函館エリア、②旭川エリア)

# 大径材物件について

道産材の高付加価値化とサプライチェーンの構築の取組を推進する観点から、令和4年度に引き続き、トドマツ・カラマツ一般材の大径材(一定径級以上及び一定の品質を確保)のみで構成される物件を、用途を一定程度制限し公募することで検討。

## 1 用途の制限

公募物件数量の半数以上を建築材(柱、間柱、梁、桁等)として利用すること。

## 2 販路の指定

工務店、ハウスメーカー、プレカット工場等への販売計画があり、企画提案書に販路を記載していること。

## 3 物件内容

一般材のうち次に該当する原木とし、別巻立てとする。

(1) 樹種はトドマツ又はカラマツ

(2) 径級は、原則26cm以上(26cm以上の希望する径級区分とすることも可能)

(3) 材長は3.65m、4.00mのほか、企画提案の材長も検討。

(4) 品質

- ・両木口が正円に近く、通直にして樹心が木口面の中央部にあり、木口・材面共に腐れ又は空洞等のない素性のよいもの
- ・節は原則3材面以上無節、曲がり単曲(重曲は不可)で5%以下
- ・目まわり、入皮、凍裂等のその他の欠点がないか、きわめて軽微なもの

上記の品質を基本としていますが、材の選別にあたっては、協定者(買受者)と協定締結後の打合せや事業現場において請負事業者及び発注者(局署の担当者)等を交えた目合わせ・意見交換等を行い進めます。

※他のシステム一般材と同じ土場に巻立てる場合もありますので、ご理解願います。

# 大径材主体物件の公募イメージ

川上

北海道森林管理局  
国有林材の安定供給  
システムによる販売  
(製品販売)

申請の条件

1. 公募物件数量の半数以上を建築等に利用する企画提案
2. 販路の指定⇒工務店、ハウスメーカー、プレカット工場等への販売計画があり、企画提案書に販路を記載

○山元還元等  
○サプライチェーン  
○高付加価値化

企画提案

協定締結

原木の安定供給

供給する原木

一定経級以上  
一定品質の原木供給  
(厳選して別巻立とする)  
(現地にて目合わせ意見交換)



川中

○製材工場単独申請  
○流通業と製材工場  
の共同申請 等

川下

○工務店  
○ハウスメーカー  
○プレカット工場 等

販路

# 大ロット物件の取組について

安定供給の推進及び加工・流通の合理化等に向け、令和4年度に引き続き同一地区の複数署や地区を跨いだ大ロットの物件を設定し公募。

## 1 取組のねらい

- ①安定供給の推進
- ②流通の合理化 等

## 2 物件の規模

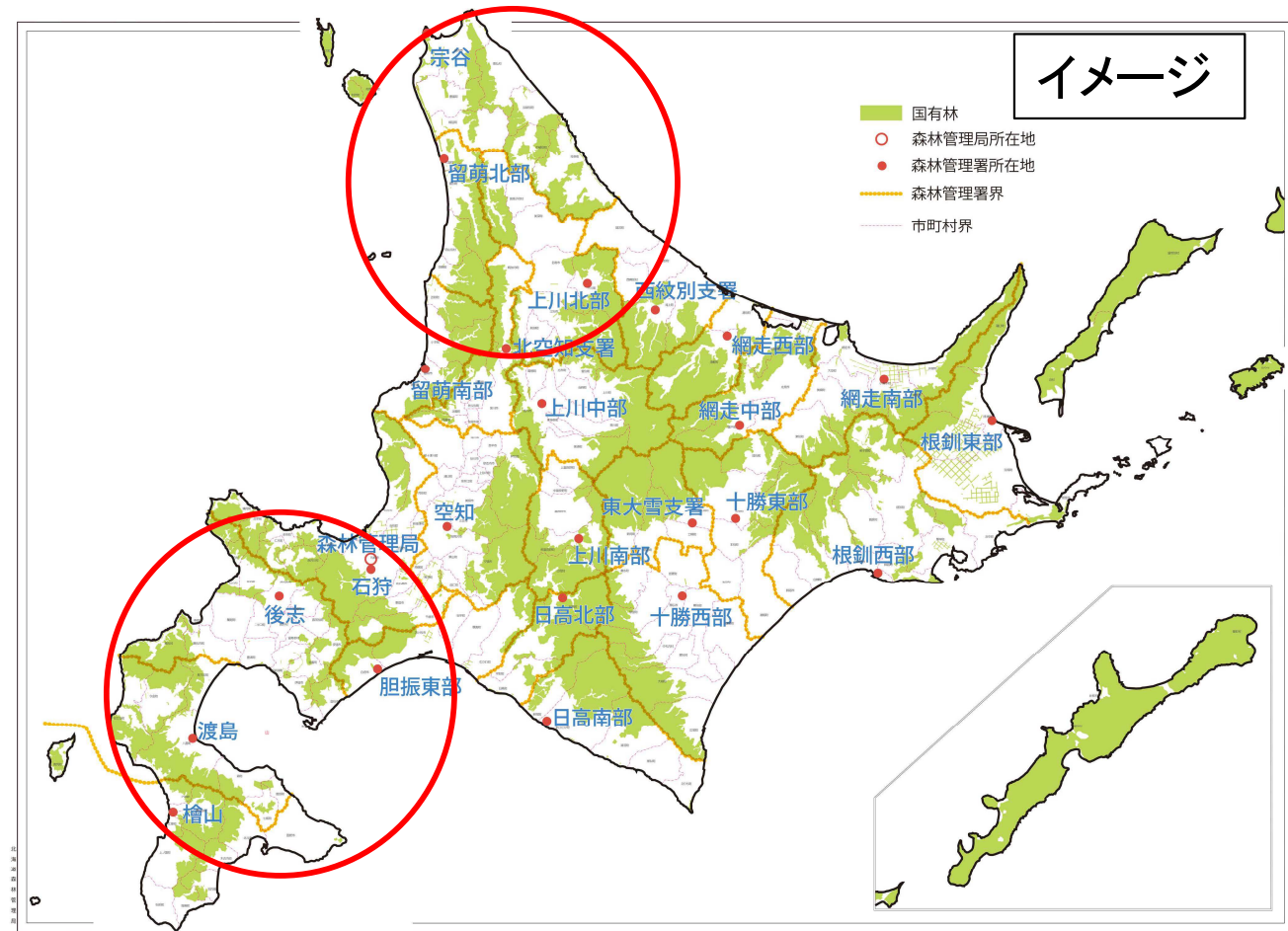
1万m<sup>3</sup>程度

## 3 樹材種

トドマツ一般材・低質材  
主体

## 4 実施地区

- 令和5年度は、
- ①札幌・函館エリア
  - ②旭川エリア
- で実施



# システム販売申請に当たっての留意事項

1 同一申請者(共同申請の場合は同一構成員)が複数の物件に申請する場合は、申請書は一つにまとめていただいて結構です(企画提案書は物件毎に必要)。

※ 公募物件の樹材種割合、 $m^3$ 廻りは立木におけるおおよその数値であり、実際の出材割合や原木の径級を判断する目安とはなりませんので留意願います。

2 申請書の添付資料については

(1)直近の事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の写し

(2)納税証明書の写し

(3)社会保険の加入を証する書類(様式2)

保険料納入通知書(健康保険・厚生年金)、労働保険納付書の写し(申請の前月分)を添付

(4)保有する資格を証する書類(様式3)

資格確認通知書(林産物の売払)、資格認定書の写しを添付

(5)企画提案書(様式4)及び取組評価に係る添付書類

(6)取引数量等が明記された出荷先との取引協定書の写し

となっています。添付書類に漏れが無いよう確認をお願いします。

(1)～(4)は、複数物件に申請する場合、1部提出いただければ結構です。

(5)は各物件ごとに作成し提出してください。添付書類が他の物件と共通する場合は1部のみでも構いません。(6)は販売協定内容が確認できれば、まとめていただいて結構です。

※共同申請の場合は各申請者の提案内容を評価することから、添付書類は全者分必要です。

また、販売協定先の企画提案書は不要であり、(6)の提出のみで構いません。

※公募内容及び申請書・企画提案書の様式は北海道森林管理局HPに掲載されます。

紙媒体のほかメールでの申請も可能です。



# システム販売協定に当たっての留意事項

- 1 協定締結に当たって付する条件等は以下のとおりです。
  - (1) 購入した林産物について目的外に処分しないこと。
  - (2) 企画提案書内容を遵守すること。
  - (3) 企画提案書の内容の根拠を確認する必要がある場合は確認に協力すること。
  - (4) 協定者は、協定期間の終了後、「国有林材の安定供給システムに係る結果報告書」を森林管理局長に提出すること。
  - (5) 販売対象物件については、森林管理署等が「素材の日本農林規格」(平成24年3月28日農林水産省公示第1037号)及び「北海道森林管理局製品生産事業請負仕様書」(令和4年11月14日4北資二第23号)第7条(2)巻立仕様書及び(3)低質材及び原料材の仕訳区分に基づき選別したものとする。
- 2 協定後は協定書の販売計画に基づき該当森林管理署等と林産物の売買契約を行うこととなります。供給される林産物の購入に努めていただくようお願いします。

※ 一般材であっても林分状況によって品質径級等に一定程度の幅はあるところですが、システム販売の趣旨をご理解いただき、現物をご確認の上、適正に仕分された物件については、極力受け入れいただくようご協力をお願いします。(大径材物件は除く)
- 3 長級(材長)について事業が先行している場合、一般材・低質材は3.65m~4.0mを主体に採材します。多様な長級の採材でない場合は、要望に応じられる場合もありますので、協定後に該当森林管理署等と打ち合わせ願います。特殊な長級を採材した物件は原則として受け入れていただくようご協力をお願いします。なお、土場面積の制約や請負事業体への負担等により、対応できかねる場合もあることをご理解願います。

円滑な販売を行うため、協定者・森林管理署の担当者がお互いに齟齬の無いよう意思疎通を図って進めることが重要と考えていますので、ご理解・ご協力をお願いします。